

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	災害復興住宅融資等緊急対策費補助金		担当部局庁	住宅局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	H23~		担当課室	総務課民間事業支援調整室		室長 松本 貴久		
会計区分	一般会計		施策名	2 住宅の取得・賃貸・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第138条、独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号、第13条第2項第1号		関係する計画、通知等	災害復興住宅融資等緊急対策費補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の拡充、住宅の被害を伴わない宅地の補修を対象とする融資の新設、及び既往貸付者に対する返済方法の変更を行うことにより、被災者の自力による住宅の再建等を強力に支援する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①災害復興住宅融資の拡充等 東日本大震災により被災した災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)、申込期間の延長(平成27年度末まで)を行う。 また、住宅には被害がなく、宅地のみに被害が生じた場合において復旧資金を貸し付ける災害復興宅地融資の新設を行う。 ②既往貸付者に対する返済方法の変更 東日本大震災により被災した住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の利用者で、一時的に今後の返済が困難となる方に対して、通常の支援措置の拡充(最長5年間の返済猶予、返済猶予期間中の金利引下げ(最大「1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」)、返済期間の最大5年延長)を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	56,000	-	150,700	206,700			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
単位当たりコスト	34.9万円(融資額1,000万円、融資金利(引下げ前3.49%)、返済期間35年(うち元金据置期間5年間)、元利均等返済、毎月払いの場合)			算出根拠	・災害復興住宅融資(建設・購入)の融資金利について、当初5年間0%を実施するための初年度分経費			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				東日本大震災からの復興の基本方針に被災者の居住の安定確保が謳われており、災害復興住宅融資等により被災者の自力による再建等を強力に支援することは、基本方針との整合性が取れている。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災地に恒久的な住まいを着実に確保できることは、喫緊の課題であり、東日本大震災により被害を受けた住宅等を再建する者に対する融資制度の拡充は、恒久的な住まいの確保に寄与するため、優先度が高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				災害復興住宅融資等の金利を引下げることにより、被災者の自力による再建等を強力に支援するものであり、被災地の恒久的な住まいの確保を効率的に進める上で、効果的である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				単位当たりコスト34.9万円により、融資額1,000万円の住宅投資が行われる。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				民間金融機関においては、被災者を対象とした低利な長期固定金利住宅ローンほとんど供給されていないところであり、役割分担は適切である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				災害公営住宅の供給等と併せ、当該措置を実施することにより、被災地に恒久的な住まいを着実に確保できるように支援することとしている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになってきているか。				平成23年度第1次補正予算の措置分と併せ、既に受付は開始しており、進捗状況については、公表することとしている。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第1次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第1次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。